

# 令和5年度 愛知県立豊橋東高等学校いじめ防止基本方針

## I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

## II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「生徒指導・教育相談対策委員会」を設置する。

### (1) 「生徒指導・教育相談対策委員会」について

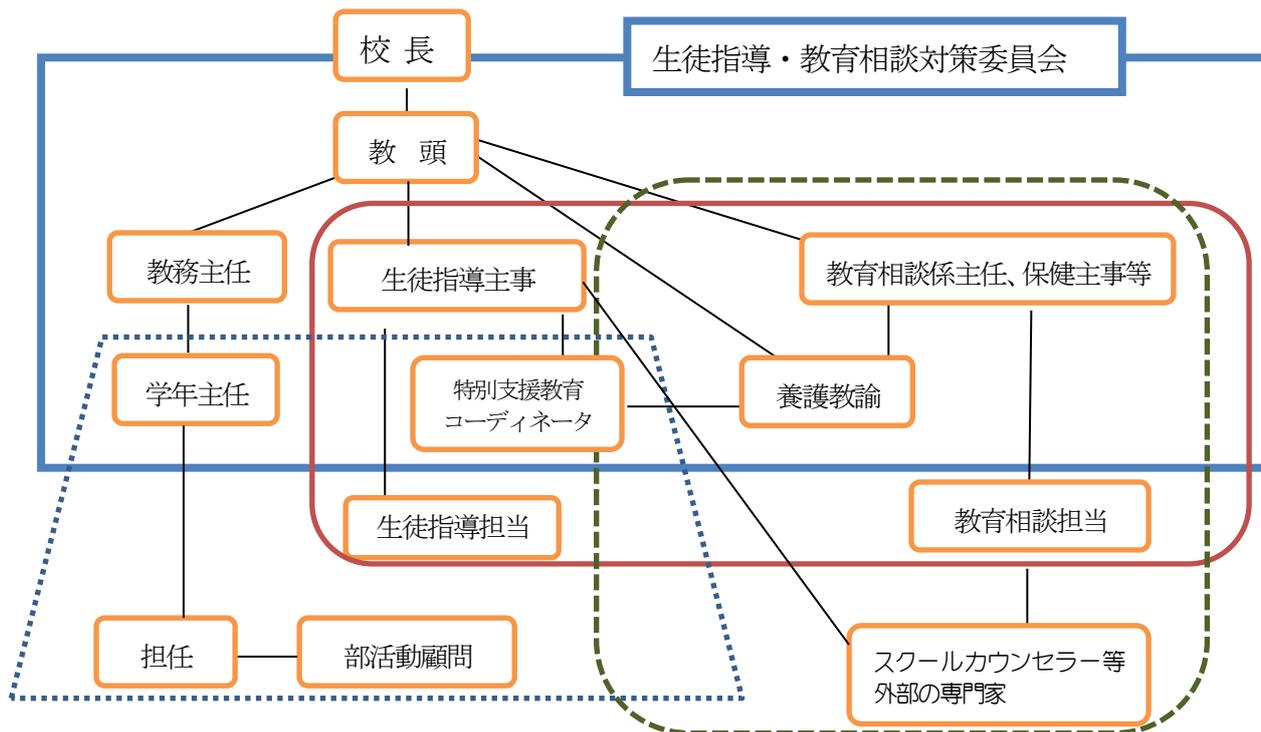
#### ア 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導副部長、保健主事、教育相談係主任、学年主任、該当生徒学年の副主任、特別支援コーディネータ、養護教諭（必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

#### イ 指導・支援チーム

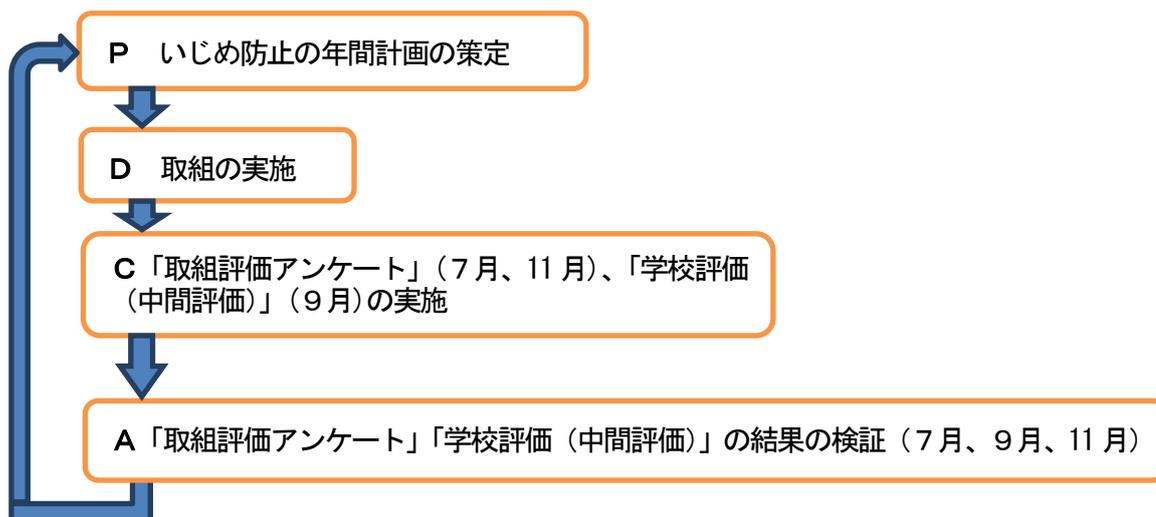
委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

【組織図】



※ 、、 は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「生徒指導・教育相談対策委員会」の役割や機能等  
ア 取組の検証（PDCAサイクル）



イ 教職員への共通理解と意識啓発

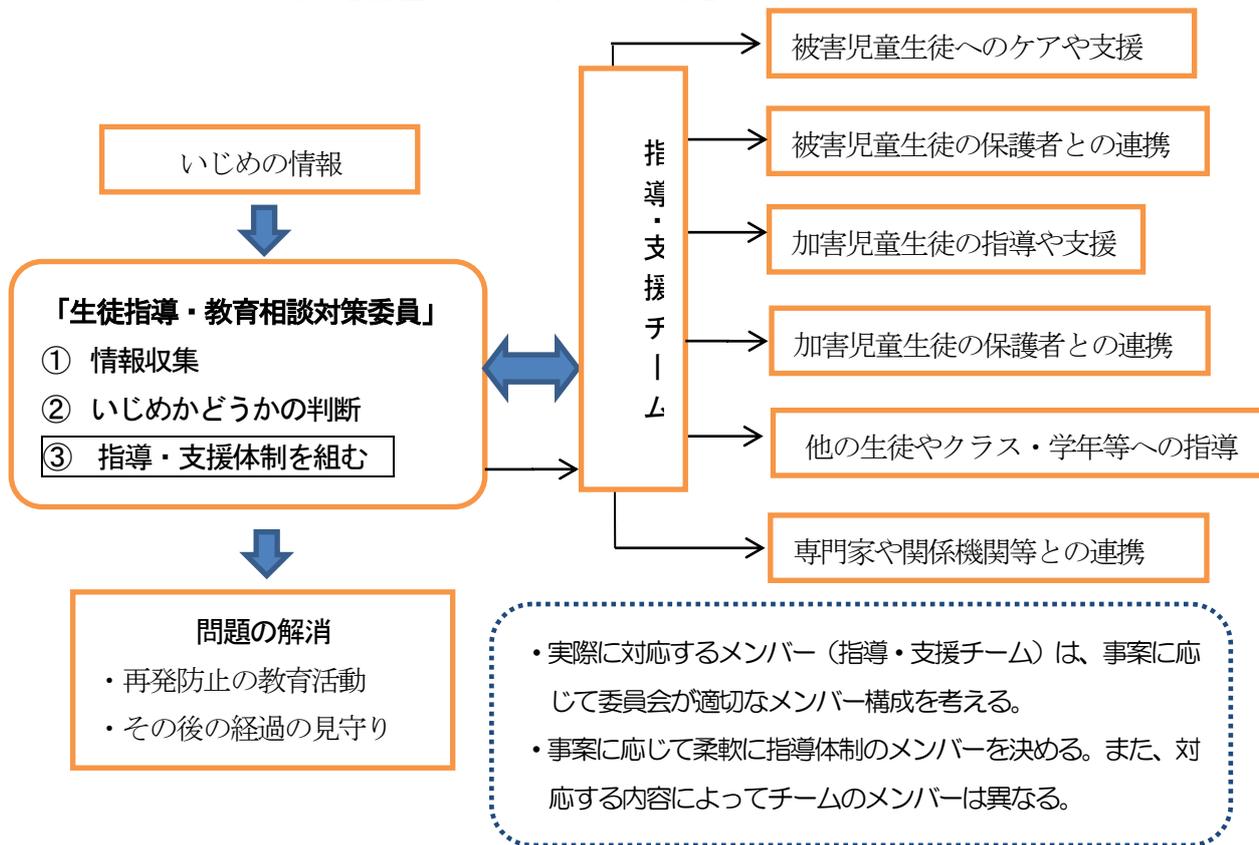
- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。

- ・「生徒指導・教育相談対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で、年2回「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

#### ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



#### オ 重大事態への対応

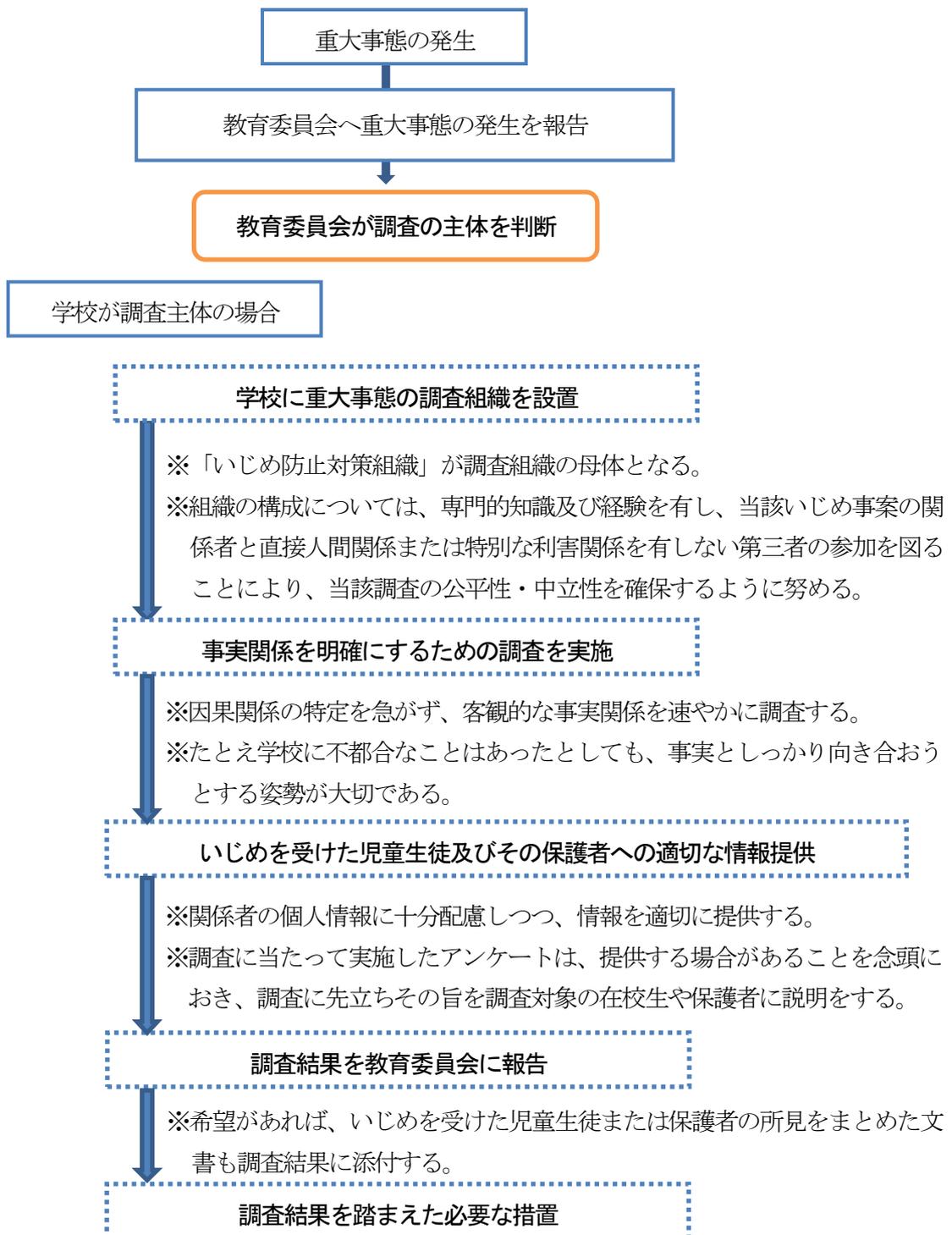
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

学校が調査を実施する場合は、「生徒指導・教育相談対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

#### 【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



### Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進

を図る。

ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。

エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。

イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「生徒指導・教育相談対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。

ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導・教育相談対策委員会」で組織的に対応する。

イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、速やかに聴き取る生徒の保護者に十分な説明を行い、連携を図る。

イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。

ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。

エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。

オ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「生徒指導・教育相談対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ①保 ○相談室やSCの周知【全学年】 ①保 ○担任面接週間【全学年】 ①学 ○新生オリエンテーションの実施【1学年】 ①学	○保健調査の実施【全学年】 ①保 ○生活実態調査の実施【1, 2年】 ①学		
5月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】 ①保 ○PTA総会の実施【全学年】 ①教 ①学 ○情報モラル講話【1年】 ①生		○現職研修①(講話) ○教育相談委員会	○合同補導 ○授業公開日

	○新入生オリエンテーションの実施【1学年】(学)			
6月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】(保) ○平和祈念講演(特)	○学校生活に関するアンケート実施【全学年】(生学)		○合同補導
7月	○保護者会【1, 2学年】(教学) ○健康観察の実施(毎日)【全学年】(保) ○保護者会【3年】(教学) ○ボランティア活動の実施【全学年】(特)			○「取組評価アンケート」の実施 ○合同補導 ○地域清掃活動
8月	○担任面接【全学年】(学) ○平和祈念式典(特)			○合同補導
9月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】(保) ○担任面接週間【全学年】(学)	○教育相談調査【全学年】(保)	○中間評価→検証 ○教育相談委員会	○合同補導 ○学校評議員への学校行事の公開
10月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】(保) ○ボランティア活動の実施【1学年】		○現職研修②(ケーススタディ)	○合同補導
11月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】(保) ○薬物乱用防止講座 ○健康教育講座の実施【全学年】(保) ○人権講話【全学年】(生)	○学校生活に関するアンケート実施【全学年】(生学)		○合同補導 ○「取組評価アンケート」の実施
12月	○健康調査の実施(毎日)【全学年】(保) ○ボランティア活動の実施【全学年】(特) ○保護者会【1, 2学年】(教学)		○全教職員対象の「取組評価アンケート」の実施→検証	○合同補導 ○地域清掃活動 ○なべ(街頭)募金
1月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】(保)			○合同補導
2月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】(保)		○教育相談委員会 ○自己評価	○合同補導
3月	○健康観察の実施(毎日)【全学年】(保) ○ボランティア活動の実施【1, 2学年】(特) ○情報モラル講話【新入生オリエンテーション】(生)		○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	○地域清掃活動 ○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

(教)…教務部 (生)…生徒指導部 (保)…保健環境部 (特)…特別活動部 (進)…進路指導部  
(学)…学年会 (科)…教科会

2014年6月 策定  
2023年4月 改定